

地方独立行政法人とは

地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法に基づき、その地域における対象事業（試験研究、大学の設置・管理、病院事業など）のうち、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人

都が設立した法人一覧

- 公立大学法人 首都大学東京(平成17年4月)
- 地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター(平成18年4月)
- 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター(平成21年4月)

地方独立行政法人の運営

地方独立行政法人制度では、国の独立行政法人制度と同様に、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務付け

■中期目標(地方独立行政法人法第25条): 都が作成

- ・都知事は3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、これを法人に指示し、公表。
- ・中期目標の策定、変更には評価委員会の意見聴取、議会の議決が必要。

■中期計画(地方独立行政法人法第26条、83条): 法人が作成

- ・地方独立行政法人は中期目標を達成するための中期計画を作成し、都知事の認可を受け、公表。
- ・中期計画の作成、変更には評価委員会の意見聴取、議会の議決が必要。

※東京都地方独立行政法人評価委員会 :

知事の附属機関として設置し、地方独立行政法人の業務実績に関する評価等実施。専門的事項の審議のため評価委員会のもとに三つの分科会を設置。

(主な権限)

- ・知事による中期目標の作成(変更)の際の意見
- ・法人による中期計画の作成(変更)に対して知事が認可する際の意見
- ・各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価

